

立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定による。

立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年立川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2 <u>令和6年度における期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の120を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた支給割合を乗じて得た額とする。</u>	附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。